

社会保険労務士法人

ユーイズム

ご提案書



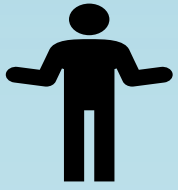
企業理念

- 従業様の労働や社会保障に関する法律と人事、労務管理に関する専門家です。企業様の成長に不可欠な「人材」に関して労働や社会保障に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する事を目的としています

【社会保険労務士業務内容】

- 1, 労働保険、社会保険の手続き代行 **「独占業務」**
- 2, 帳簿書類・就業規則等の作成 **「独占業務」**
- 3, 労務管理に関するコンサルティング
- 4, 紛争解決代理業務
- 5, 年金相談
- 6, 給与計算
- 7, 助成金申請



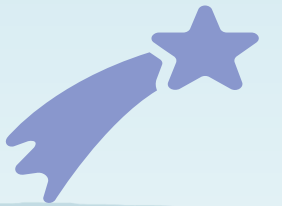


御社は、こんなお悩みはありませんか

- ・ 各種保険手続きや労務管理でご苦勞されていませんか？
- ・ 最新の法的変更事項案件に苦慮していませんか？
- ・ 従業員様からの労務相談に苦慮していませんか？
- ・ 助成金に興味はあるけどよくわからない？
- ・ 給与計算・各種税金についてご苦勞されていませんか？

* 上記の中で1つでも○がありましたら・・・

顧問契約締結を検討しませんか



そもそも社労士とは？

社労士とは、正式名称を「社会保険労務士」といい、社会保険労務士法に基づいた国家資格の取得者のことをいいます。

人事労務の専門家であり、労働や社会保険の手続き代行、相談など、労働・社会保険の問題解決を主な業務として行います。

表題の「顧問社労士」とは、企業と顧問契約を結び、労働・社会保険などの専門的な業務について、手続きの代行やコンサルティングを行う社労士のことを指します。

契約は、基本的に会社と社労士事務所・法人の間で行われます。

☆顧問契約

労災保険・雇用保険・社会保険の手続き代行、助成金や就業規則に関する相談、労務関連の法律相談などが含まれた顧問契約です。

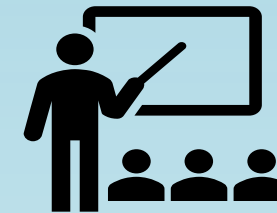
ご依頼回数に制限はありません。月額料金に変化はありません。

☆スポット契約

就業規則・36協定書作成、給与計算、助成金申請、社会保険算定基礎届、労働基準監督署の調査立ち合い等・・・お尋ねください。

* 顧問契約により労務管理をフルサポートします。





顧問契約におけるメリット・デメリット



前提として社会保険業務の負担を軽減させたい場合や、労務相談ができる専門家を付けたい場合などは、社労士と顧問契約を締結するのがおすすめです。

ただ、これから社労士を導入しようか検討している方にとっては、費用に見合うだけのメリットがあるのか、また、デメリットはないのか等が気になることでしょう。

【5つのメリット】

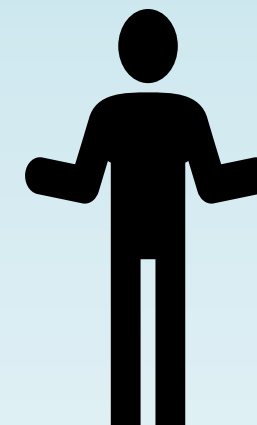
- ①本来の業務（コア業務）に集中できる
- ②法改正や補助金・助成金などの最新情報を得られる
- ③従業員の問い合わせ対応が効率化
- ④手続きミスや遅れを防止
- ⑤業務の効率化につながる

【3つのデメリット】

- ①費用（顧問料）が発生する
- ②配置転換が必要になる可能性
- ③個人情報流出のリスク



セキュリティシステム導入によるリスク低減





ご契約の流れ・・・

- ①お問合わせ・・・お問合わせフォームまたは、お電話にてお問合わせください。
ご面談日時は、ご都合の日時をご指定ください。
- ②ご訪問・打合せ・・・お客様にとって必要なサービスの相談、提供をさせていただきます。
- ③お見積り・・・ご提案案件にてのお見積もりを作成します。
- ④ご契約・・・業務委託可であれば、委託契約書を締結していただきます。
＊詳細は別途、ご説明を致します。
- ⑤業務開始・・・きめ細やかなサービスを実施します。

＊弊所は、土曜・日曜・祝日も対応可能。

お客様のご都合に合わせたサービスを提供致します。